

## 14 三重県子ども条例に基づく取組の実施状況について

県では、地域のさまざまな人たちとの連携・協働によって、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進め、これによって子どもの権利が尊重される社会の実現をめざそうとする「三重県子ども条例」（以下「条例」という）を平成23年4月1日から施行しています。

この条例に基づき県が行っている新たな取組については、次のとおりです。

### 1 子ども専用電話相談窓口の設置（条例第12条（相談への対応））

条例に基づく、子どものための相談窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を設置しています。

子どもの気持ちをしっかりと受け止めたうえで、子どもとともに悩みや気持ちを整理し、解決方法を一緒に考えるなど、子ども自身の育ちを促しながら、問題の解決を図ります。

運営の状況は次のとおりです。

#### (1) 運営の概要

- ① 開設月日：平成24年2月10日（金）
- ② 電話名称：こどもほっとダイヤル  
（キッズ 모니터の投票、提案を受けて決定）
- ③ 電話番号：0800-200-2555  
フリーダイヤル（三重県エリアからの電話に限定）
- ④ 相談時間：（年末年始除く）毎日 13:00～21:00
- ⑤ 利用対象：県内の18歳未満の子どもが対象。ただし、18歳以上でも高校生など18歳未満の子どもと同じような環境にある子どもからの相談は対象とする。
- ⑥ 窓口体制：常時2名の相談員が対応。  
監修指導員である児童精神科医（1名）の助言を受けられる体制をとる。

#### (2) 子どもへの周知

- ① 県内全児童、生徒に周知用マグネットカード（約22万枚）を配布しました。
- ② 情報誌、チラシ（各学校、県営施設等）、ホームページなどにより周知を図っています。

#### (3) 相談の状況（平成24年2月29日現在）

- ① 受話件数：664件
- ② 年齢分布：年齢が判明した案件では、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生の4層から幅広く掛かっています。
- ③ 地域分布：携帯電話が全体の約7割を占めており、地域特定はできませんが固定電話からは県内全域から広く掛かっています。

- ④ 相談内容：人間関係、友人関係が多く、学業、恋愛、身体的な相談など内容は多岐にわたっています。

虐待、いじめといった内容を匂わせるような相談もわずかながらあります。これについては、継続した相談につながるように対応しています。

なお、緊急的な相談内容にあつては、速やかに専門機関につなぐこととしています。

## 2 子どもの生活に関する意識、実態等についての調査（条例第14条（調査））

条例に基づき、子どもの生活に関する意識、実態等の調査を実施しました。

この調査等から見えてくる、三重県の子どもたちの生活実態や、子どもと大人の意識、子どもを取り巻く地域社会の状況等を広く県民の皆さんと共有するため、今回「みえの子ども白書（仮称）」（以下、「白書」という）として概要を次のとおりとりまとめています。

### （1）調査の概要

① 調査時期 平成23年12月～平成24年1月

② 調査方法、調査対象、件数等

ア. 子ども調査（アンケート調査）：

【小学生調査】小学5年生 全市町から抽出 有効回収数 2,180件

【中学生調査】中学2年生 全市町から抽出 有効回収数 2,070件

【高校生調査】高校2年生 県内26校を抽出 有効回収数 1,956件

※ 特別支援学校、定時制高等学校を含む

イ. 保護者調査（アンケート調査）：

上記①の対象となった小学生、中学生の保護者 有効回収数 3,892件

ウ. 一般県民調査（アンケート調査）：

市町選挙人名簿から無作為抽出 有効回収数 1,135件

### （2）白書の構成と内容に見る子どもと子どもをとりまく家庭・地域の状況

白書の構成と特徴的な傾向については、別紙のとおりです。

### （3）白書の活用について

この白書の内容について家庭の中で親子が話し合いながら、互いの気持ちをわかりあったり、地域の皆さんが子どもと大人がかかわりあうことの大切さに気づいたりすることが、家庭や地域の養育力を高めることにつながると考えます。

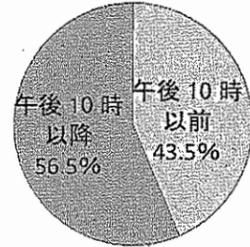
そのため、子どもが豊かに育つことのできる地域づくりに向け、白書をツールに、より多くの人と連携し、協創の取組として広く展開をはかります。

●子どもの生活習慣

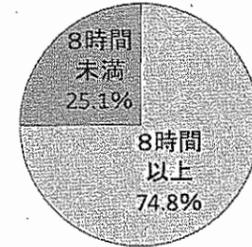
〔朝食の摂取〕



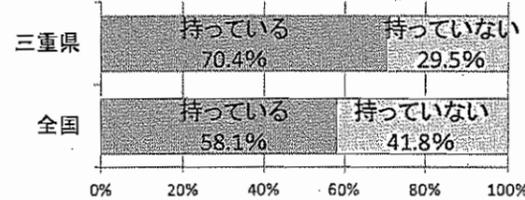
〔就寝時刻〕



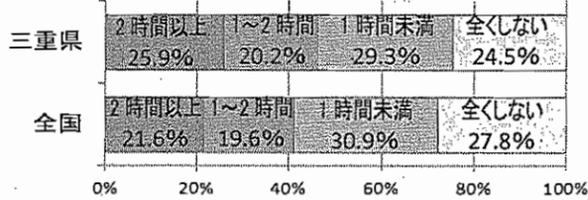
〔睡眠時間〕



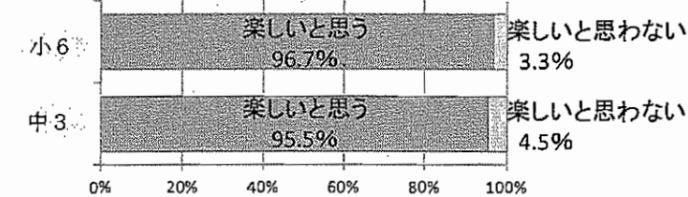
●携帯電話の所持状況



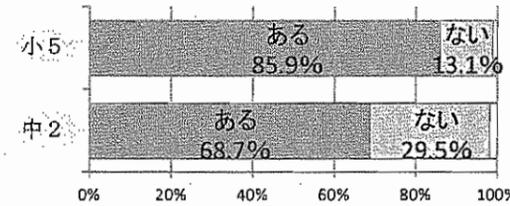
●テレビゲームの時間



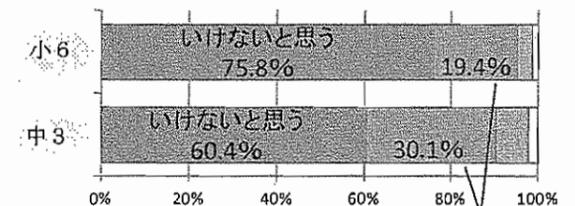
●学校で友達に会うこと



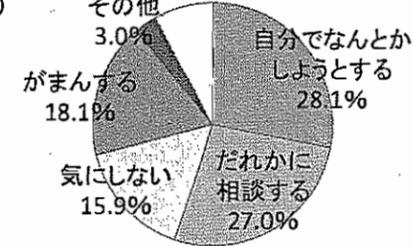
●夢や将来の希望があるか



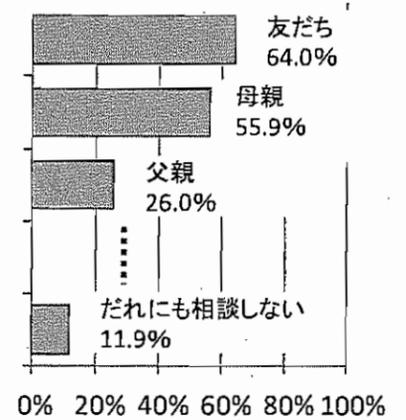
●いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思うか



●つらいきもちになったときに、どうするか(子ども)



●悩みごとの相談相手(子ども・複数回答)



**【第1章】子どもの生活**  
「家庭」「学校」「社会」の各場面における子どもの生活実態

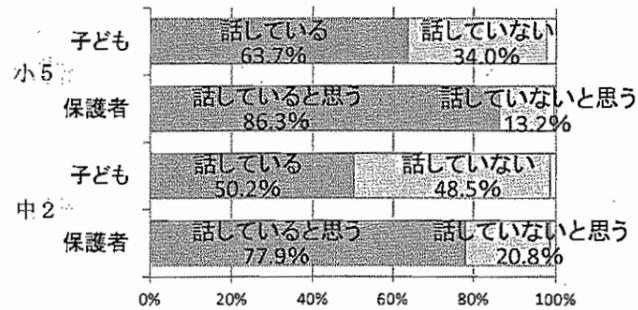
**【第2章】子どもの気持ち**  
子どもの「自己肯定感」「規範意識」「悩みと相談相手」の現状

**【第3章】子どもと大人**  
「家族との関係」「大人の理解・姿勢」「子どもの自己決定」にかかる子どもと大人の意識

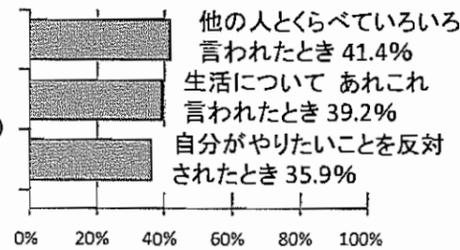
**【第4章】子どもと地域**  
子どもの育ちを支える「地域の応援」「大人のかかわり」と、「子どもの地域への愛着」

**みえの子ども白書(仮称)**

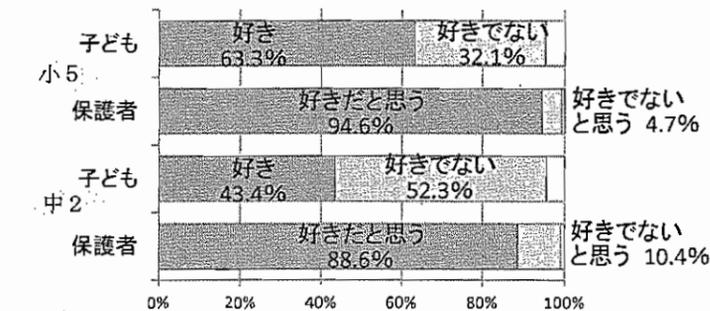
●困ったことや悩みを家の人に話している



●家の人言われて、いやな気持ちになること(子ども・複数回答) ※上位3項目



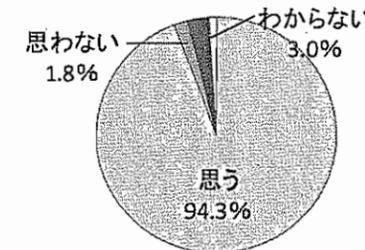
●自分のことが好きか(子どもは「自分のことが好き」と思うか)



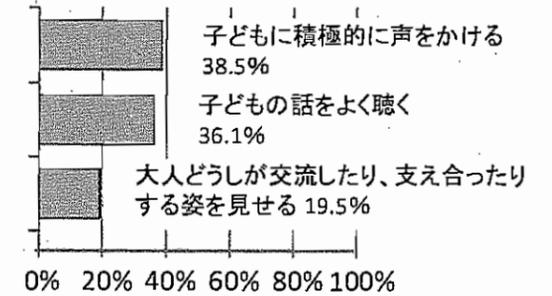
●大人の傾聴姿勢と子どもの自己肯定感(子ども)

自分のことを決めるときに、大人は意見を聞いてくれるか	聞いてくれる	52.2%	44.8%
	聞いてくれない	24.1%	73.2%

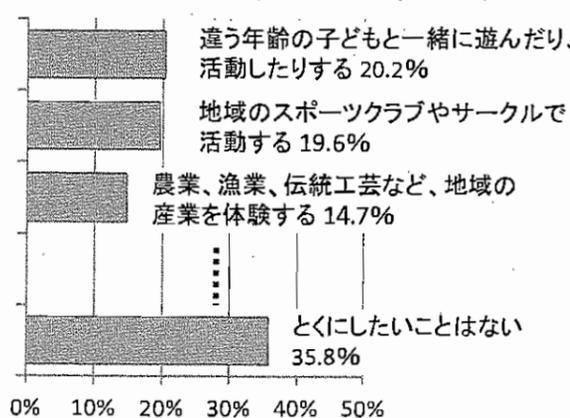
●子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思うか(県民)



●近所の子と接するときの心がけ(県民・複数回答) ※上位3項目



●地域で取り組んでみたいこと(子ども)



●大人からの愛情と地域への愛着(子ども)

生活しているなかで、「大切にされている」と感じるか	感じる	66.2%	30.8%
	感じない	48.4%	48.3%



## 15 こどもの発達支援体制の強化について

### 1 平成23年度の実績

三重県におけるこどもの発達支援体制の強化を図るため、草の实りハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園を、「こども心身発達医療センター（仮称）」として、三重病院隣接地に一体的に整備し、子どもに対する発達支援の拠点としていきます。

別紙 こどもの発達支援体制の強化について（概要版）

別冊（資料6） こどもの発達支援体制の強化について

－こども心身発達医療センター（仮称）の整備－

### 2 平成24年度の実績について

こども心身発達医療センター（仮称）の整備については、地域医療再生計画に位置づけられている関係上、平成25年度内の工事着工が求められていることから、平成24年度においては、土地利用計画や建築等に関する資料作成のための測量や調査などに取り組めます。

#### ○開発許可申請に必要な各種資料作成等のための調査

地形測量、自然環境調査、地質調査、

造成基本設計・実施設計、建設基本設計・実施設計

#### ○用地取得等に必要な調査

用地測量、建物・立木等調査、不動産鑑定

#### ○設計発注や整備検討に必要な専門的な支援業務

造成設計等総合評価による業者選定支援、施設整備の技術・発注支援、整備運営の支援

### 3 パブリックコメントの実施状況

平成24年1月27日（金）から平成24年2月27日（月）の間、意見募集を行ったところ、7件のご意見が寄せられ、主な内容は次のとおりです。

- ・医療・福祉・教育分野の協力関係の構築について
- ・保護者への支援について
- ・学校や地域における発達障がいの理解の推進について

いただいたご意見については、よりよい体制の実現に向け、今後の取組の中で参考にします。



## 1. 本県における発達支援体制に関する現状

### (1) 社会的な背景によるニーズの高まり

- 出生数が減少する一方で、身体障害者手帳、療育手帳の交付数は増加傾向
- 発達障がい支援ニーズの著しい増加
- 個々の障がいに応じた適切かつ専門性の高いニーズの増加

### (2) 「草の実」の現状

※「草の実」⇒草の実リハビリテーションセンター

- 県内唯一の肢体不自由児施設
  - 医療施設として、整形外科診療、リハビリテーションを実施
- (課題)
- 入所児の減少
  - 介助度の高い児童の増加
  - 新規リハビリ予約が1～2ヶ月待ち
  - 麻酔科医の確保が困難なため、手術機能は三重病院との連携が必須
  - 発達障がいの子どもが増加により、あすなろとの連携が必要

### (3) 「あすなろ」の現状

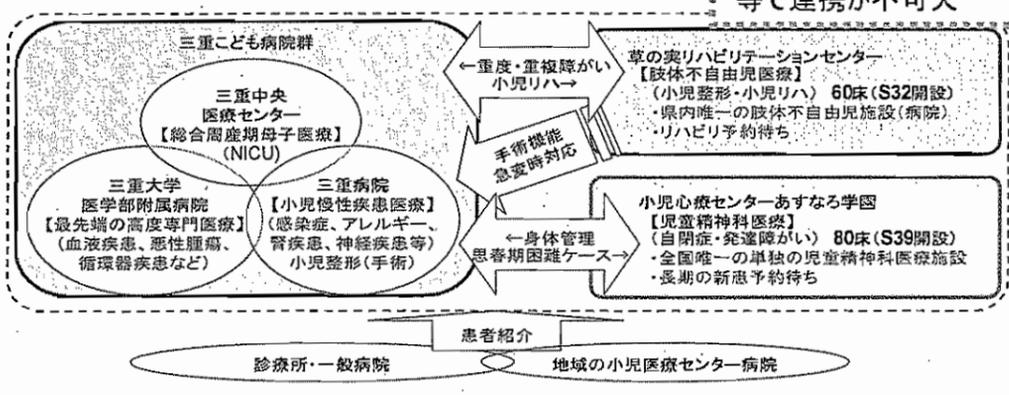
※「あすなろ」⇒こども小児心療センターあすなろ学園

- 全国唯一の独立した児童精神科医療施設
  - 数少ない子どもの心の診療拠点病院
  - 第一種自閉症児施設
- (課題)
- 新規の外来予約が3～4ヶ月待ち
  - 早期対応の遅れによる、入院期間の長期化
  - 二次的障がいを回避するため、地域に対する支援の強化が必要

### (4) 「三重こども病院群」との関係

#### 【「三重こども病院群」とは・・・】

3つの小児の高度医療施設が役割分担・連携することより、こども病院として必要な診療・教育・研究機能を果たす



### (5) 地域の医療機関との関係

- 「草の実」とは・・・ 草の実の利用者の6～7割は地域の医療機関からの紹介  
しかし、草の実の認知度は約6割、連携している医療機関は1割程度
- 「あすなろ」とは・・・ 高まるニーズに対応しきれていない(長期間の予約待ち)  
地域の医療機関におけるあすなろの認知度は約6割、連携も1割程度

## 2. 本県における発達支援体制に関する課題とその解決方策

別紙

### 「草の実」「あすなろ」の連携による多様化・変化するニーズへの対応

両施設の連携強化により、重複化する障がいに対し、的確に、かつ総合的に対応できる体制づくりが必要

- ・人材を相互に共有・協働することで障がいへの対応機能を強化
- ・両施設の効率的かつ効果的な運営の実現
- ・レスパイトサービスの充実など、保護者支援の充実

### 医師をはじめとする専門人材の確保・育成

専門医や発達支援に関する専門職など人材の確保・育成が急務

- ・三重こども病院群との連携により、総合的な小児医療体制を構築
- ・魅力ある臨床の場づくり

### 子どもにとって適切な治療・育成環境の提供

施設の老朽化により、安全確保のリスクや望ましい医療環境を十分に提供できない

- ・施設の建替えによる環境の整備

### 地域の支援機能の向上

身近な地域で医療的な対応や専門的支援が受けられる環境づくりが必要

- ・「草の実」「あすなろ」における地域・市町支援の充実
- ・地域の関係機関間のネットワークの構築
- ・社会全体に対する障がいに関する理解促進

### 「草の実」「あすなろ」の機能統合による新たな価値の創造

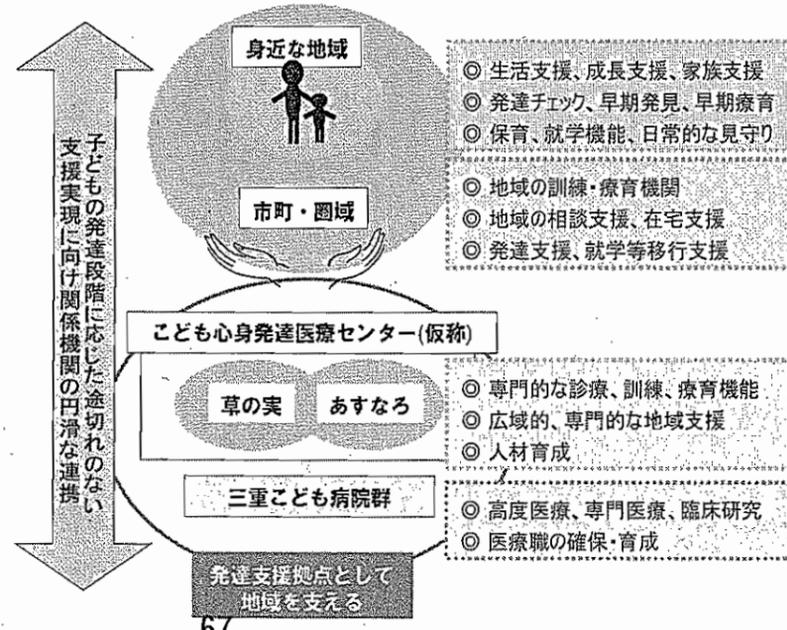
・専門人材の集積による専門性の共有化、ノウハウ応用、専門職相互の研鑽などの相乗効果を期待  
・豊富な診療実績を活かした発達支援の研究、情報発信の強化

※「三重県地域医療再生計画」においては、草の実・あすなろを発達支援の拠点として、一体的に整備することで、「こども心身発達医療センター(仮称)」として創設することが位置づけられています。

## 3. 本県がめざす発達支援の体制

子どもたちに良質で最適な医療・福祉サービスを安定的かつ継続的に提供し、子どもの充実した生活と健やかな成長を実現

- 高度かつ専門的な支援を実施
- 成長段階・ライフステージに応じた適切な支援の実施
- 関係機関間の連携強化による途切れのない支援体制の構築



「こども心身発達医療センター(仮称)」整備の方向性

基本方針

- 総合的な拠点としての一体整備
- 三重こども病院群との連携強化
- 地域の医療機関との連携強化
- 地域の支援体制充実のための支援強化
- 発達支援の拠点にふさわしい新たな取組

必要な機能

#### 子ども・家族への直接支援機能

- ・専門性の高い診断・療育・訓練機能
- ・市町・地域における支援機関への接続機能
- ・専門相談機能

#### 市町・地域への支援機能

- ・支援人材の育成機能
- ・地域での相談・療育・早期発見機能
- ・支援機関への支援・指導・助言機能

#### よりよい発達支援体制の構築

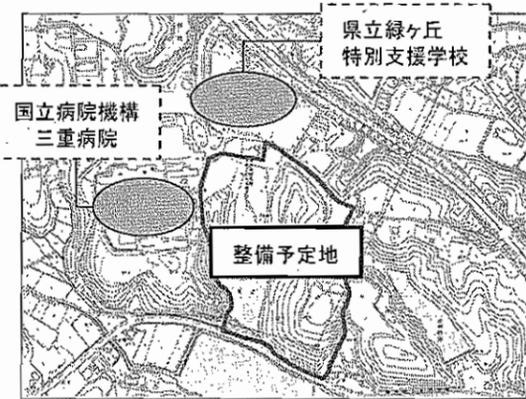
- ・県民に対する理解促進・啓発活動
- ・県内における療育支援に関する情報集約・提供
- ・県全体での療育ネットワーク構築機能



4. 整備予定地

◆移転地 津市大里地区:国立病院機構三重病院隣接地

所在地	津市大里窪田町字西穴川340番1 他
敷地所有者	独立行政法人国立病院機構
敷地面積	75,866㎡
法規制	・市街化調整区域(用途未指定) ・自然公園区域に指定されていない ・保安林に指定されていない
交通アクセス	最寄駅:JR一身田駅 (直線距離約1.8km) 付近の主な道路:国道23号 伊勢自動車道・津ICまで約4.2km(直線)



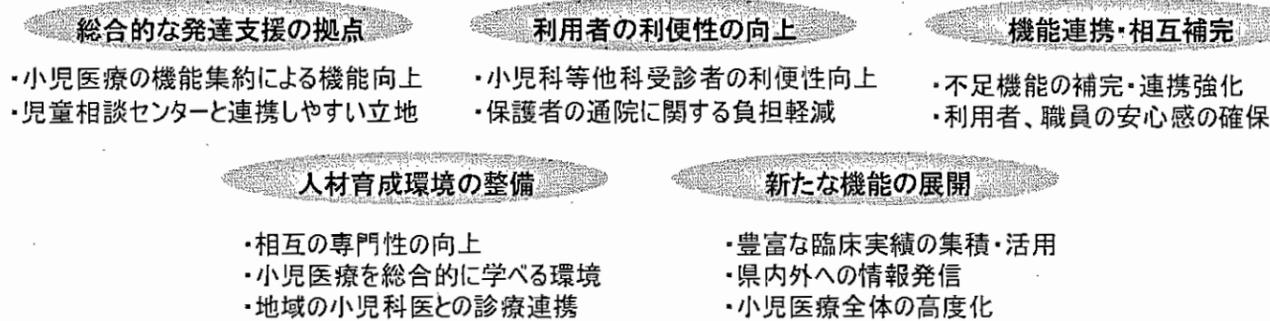
◆事業化スケジュール

	H23 1年目	H24 2年目	H25 3年目	H26 4年目	H27 5年目	H28 6年目	H29 7年目
基本計画							
測量等・各種調査							
基本設計・実施設計							
造成設計・実施設計							
造成・建築工事							
開院予定							

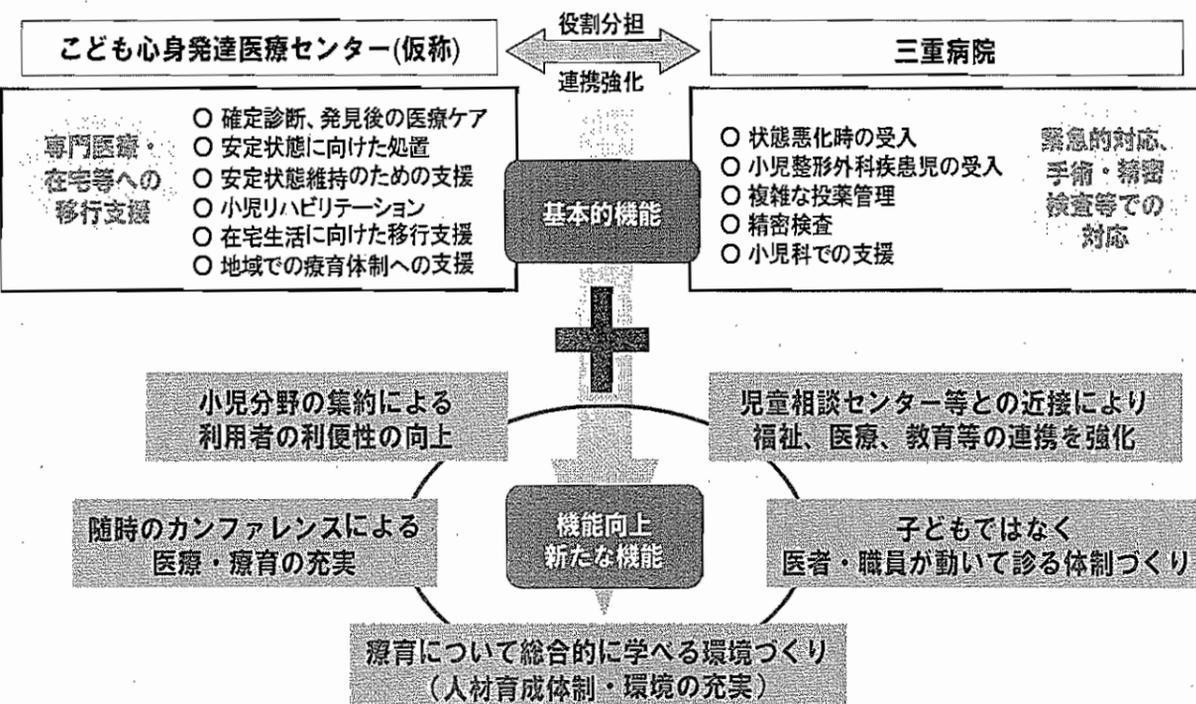
注)※地域医療再生計画では、平成25年度中に工事着手が要件

5. こども心身発達医療センター(仮称)の整備イメージ

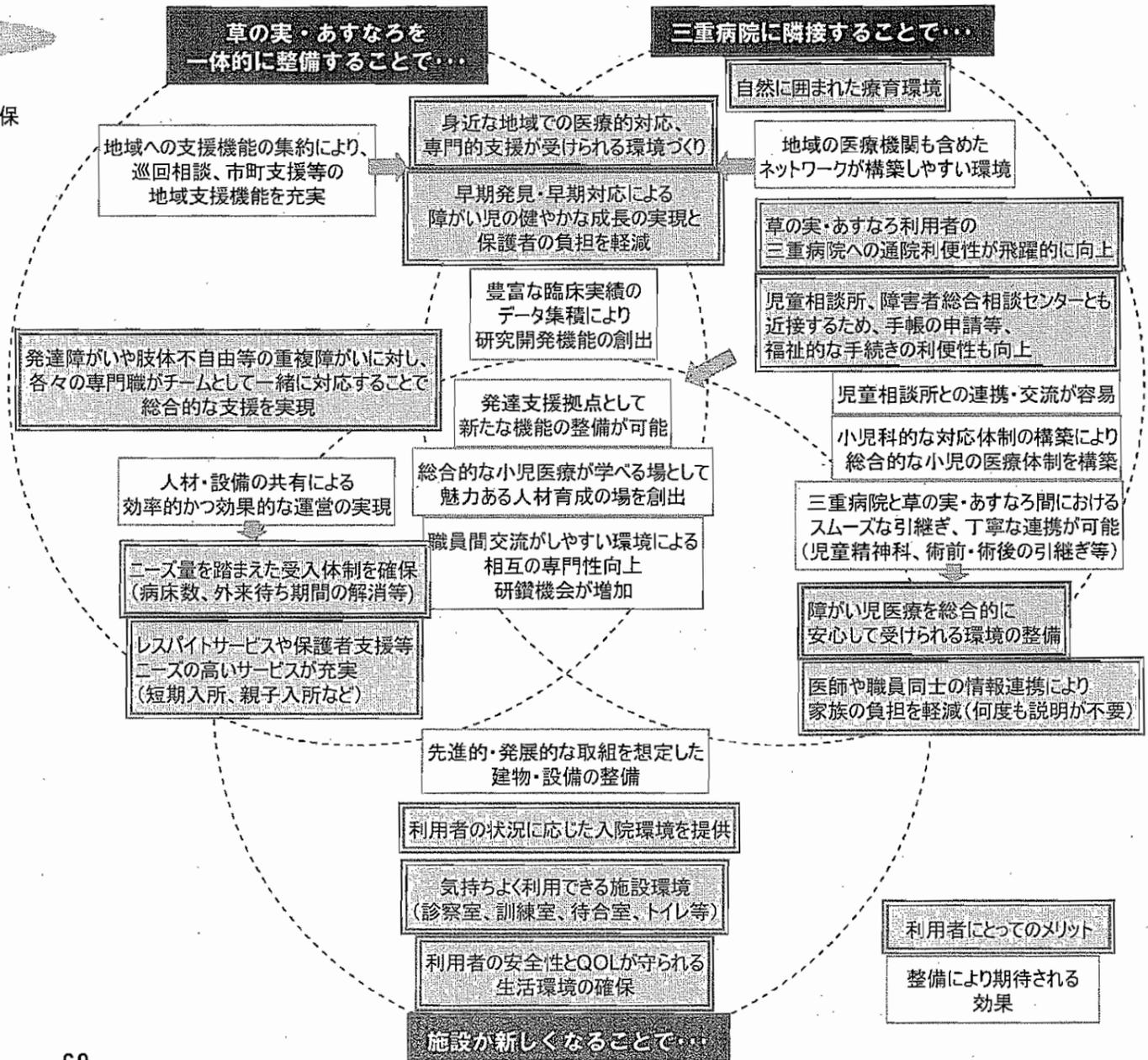
(1)三重病院との隣接により、期待される効果



具体的な効果のイメージは...



【移転・建替することでの利用者にとってのメリット】





(2)こども心身発達医療センター(仮称)の機能及び整備内容

各分野の機能

【外来部門】

- ・標榜科(整形外科、リハビリテーション科、児童精神科)
- ・共有スペースの確保による設備充実
- ・安全性を考慮した動線の設定
- ・予約待機期間の縮減、二次障がい化の回避

【通園事業部門】

- ・重症心身障がい児・者通園事業の実施

【病棟部門】

- ・病床数(126床程度)
- ・肢体不自由児と発達障がい児は別棟で整備
- ・多職種が連携、協働
- ・(肢体)短期訓練機能、親子入院等の充実
- ・(発達)プログラムの充実による早期の社会復帰の実現

一元化する機能

【放射線・検査部門】

- ・システムの完全デジタル化

【リハビリテーション・発達支援・デイケア】

- ・草の実、あすなろの両職員が一体的に対応

【心理部門】

- ・各種心理療法、ペアレントトレーニングの実施
- ・病棟、リハビリ、外来療育などとの連携

【薬剤部門】

- ・適正な薬品供給と医薬品情報を提供

【栄養・給食部門】

- ・管理栄養士による個別栄養管理

【医療連携部門】

- ・病病、病診、病福連携の推進

(地域医療ネットワーク構築)

- ・相談支援体制、退院支援の充実

【地域支援部門】

- ・市町の発達総合支援室設置支援や地域の療育機関支援

【管理部門】

- 経営企画、研究支援、施設管理
- 医事、物品管理、施設環境

(3) 整備予定地として移転候補地を想定した場合における土地利用計画の検討

■造成に関する基本方針

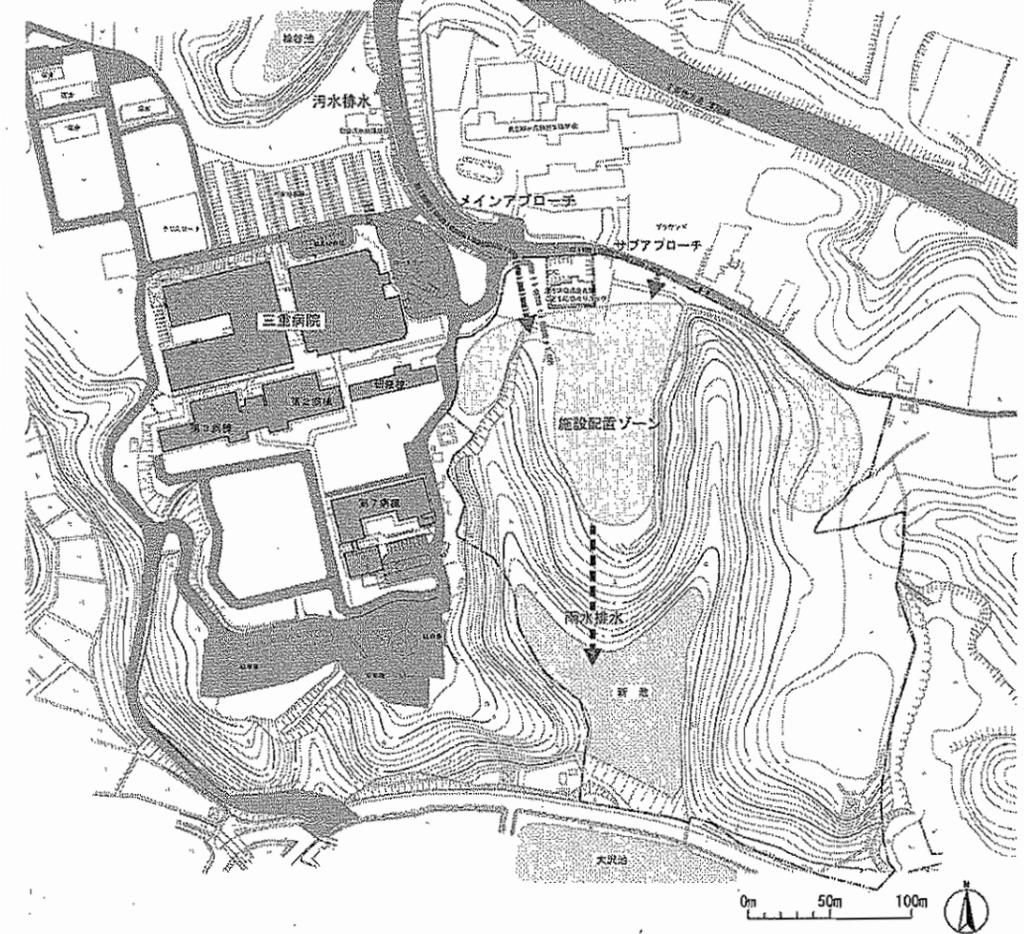
- 1) 原則として、大きな造成を行わない。
- 2) 建築物の本体施設については、造成が必要な場合でも原則として盛土は行わないものとし、切土のみで整備する。
- 3) 駐車場や渡廊下、グラウンド等の付帯施設については、盛土を可能とするが可能な限り造成面積を小さくする。

■機能配置の基本方針

- 1) 原則として、肢体不自由児等病棟と三重病院の連携を重視するため、肢体不自由児等病棟は地上階に配置し三重病院と近接させる。
- 2) メインアプローチは三重病院のアプローチ道路に近い敷地北側市道を利用することとし、サブアプローチとして津市休日応急・夜間こども応急クリニック東側の敷地北側市道からアクセスする。
- 3) 患者駐車場は、肢体不自由児等患者の乗降、外来へのアプローチが容易となる位置に配置する。
- 4) 外来部門は肢体不自由児等患者のアクセスを優先して配置する。
- 5) 肢体不自由児等外来と訓練は同一階とする。
- 6) 肢体不自由児等患者の通学等を考慮し、肢体不自由児等病棟と特別支援学校は近接させる。
- 7) 肢体不自由児等の移動に関しては垂直移動より、やや長距離となっても水平移動を重視する。
- 8) 現状の両施設の駐車台数や計画する病床数、大里地区の立地条件等を考慮し、患者用駐車場は100台程度、職員用駐車場は180台程度を確保する。

■施設配置ゾーン

- 施設の階数: 2~4階
- 造成面積: 4,650~7,700㎡
- 施設延床面積: 現行施設(15,347㎡)を基準に検討



6. 整備に向けて

施設計画との整合性

施設計画の検討にあわせ、土地利用計画(案)ならびに概算事業費の精査・検討を実施

三重病院との継続的な協議

具体的な計画作成に向け、連携のあり方についての詳細な検討・調整の実施

県内ネットワークの構築

新たな拠点形成を前提とした発達支援体制の枠組みの検討の場の設置

聴覚障がい児の支援機能の移設

児童相談センターの「きこえの相談」機能の本センターへの移転整備

連絡協議会の設置

地域の医療機関との連携体制構築に向けた検討の場の設置

教育機関の整備

両施設に入所する子どもの通学する学校のあり方についての教育委員会との協議



## 16 児童相談体制の強化に向けた取組について

平成22年4月に発覚した虐待事例に対する児童虐待重篤事例検証委員会の指摘・報告を受けて、児童相談体制の強化に向けた取組を進めてまいりました。

本年度については、①児童相談体制強化にかかる県の市町支援検討のための調査、及び②児童相談所における職員研修体系の再構築等を進めてきており、その取組状況は次のとおりです。

### 1 児童相談体制強化にかかる県の市町支援検討のための調査概要について

#### (1) 調査の実施と意識の共有化

三重県全体の児童相談体制の強化に向けて、県と市町の関係、県の相談体制の現状を把握するため、

- ① 児童相談所職員が全市町を訪問し、アンケート調査・ヒアリング等の実施、
- ② 各児童相談所の現状についての調査及び整理、  
を行うとともに、
- ③ ①について、各市町に調査結果をフィードバックし、  
児童相談所と市町がともに改革に向けた意識の共有化を図りました。

#### (2) 調査結果の分析から導かれた課題

(1)の調査結果の分析から、次の課題が判明しました。

##### 《児童相談所と市町の連携上の課題》

- ① 市町の児童相談体制により児童相談所には様々な対応が求められる
- ② ケース進行管理や一時保護の判断で意思疎通が十分でないことがある
- ③ 市町からの要請（専門的対応・技術的支援等）に、児童相談所が十分応えられていない 等

##### 《市町の課題》

- ① 専門性を持った職員の配置が困難
- ② 少人数配置のためスキルの伝達が困難
- ③ 発生予防の施策が未実施の市町がある 等

##### 《児童相談所の課題》

- ① 介入型支援・法的対応のスキルの蓄積が不十分
- ② 研修体系の見直しが必要
- ③ 短期のローテーションで相談担当者の専門性の蓄積が困難 等

#### (3) 改革の方向性

(2)で整理した課題を解決するために、三重県全体の児童相談体制の強化に向けて、次の2つの方向で改革に取り組むこととしています。

### ○三重県の児童相談体制の強化にむけて

三重県の児童相談体制の強化に向けて、「児童相談体制強化確認表（※）を活用した改善サイクル」（P. 81）を確立し、以下の課題の解決を図っていきます。

《県の取組～児童相談所と市町の連携強化に向けて》

- ① 児童相談所と市町の連携の円滑化に向けた取組
- ② 児童相談所と市町の間でのケース進行管理の徹底
- ③ 児童相談所による市町をバックアップする機能の強化

《県の取組～市町の児童相談体制強化に向けて》

- ① 市町における児童相談機能・体制の強化への支援
- ② 市町におけるケースマネジメント向上への支援
- ③ 要保護児童対策地域協議会の活用の促進 等

《市町に求められる取組～市町の児童相談体制強化に向けて》

- ① 児童相談体制の強化
- ② ケースマネジメントの向上
- ③ 要保護児童対策地域協議会の活用 等

### ○児童相談所の体制強化に向けて

児童相談所に求められる専門的な機能・役割を果たすための人材養成・確保に努め、以下の課題の解決を図っていきます。

《児童相談所の体制強化に向けた取組》

- ① 介入型支援・法的対応の向上
- ② 計画的な研修の実施、及びOJT体制の構築
- ③ 職員体制の強化 等

## （４）改革推進策

改革を着実に推進していくために、「児童相談体制強化確認表」を活用した児童相談所と市町との定期的協議により、連携を強化し、児童虐待対応力向上に継続して取り組みます。

具体的には、「児童相談体制強化確認表を活用した改善サイクル」に基づき、次年度以降も児童相談所と市町とが定期的協議を行ない、相互の体制強化と連携強化に向けた取組を進めるとともに、市町との適切な役割分担、協働関係を構築して課題解決に努め、三重県全体における児童相談体制の強化を図ります。

なお、平成24年3月13日（火）には、市町児童福祉主管課長会議を開催し、児童相談所と市町の連携強化に向けた取り組むべき方向性について、認識の共有化を図るとともに、定期的協議の実施について確認を行うこととしています。

（※）児童相談体制強化確認表（P. 79）

今回の調査により把握した児童相談所及び市町の児童相談体制の現状と課題を抽出した表。今後の児童相談所と市町との定期的協議のためのツール。

## 2 児童相談所における職員研修体系の再構築及び人材育成の考え方について

児童虐待対応における法的介入等を的確に見極めながら問題解決を図っていく高度な能力を修得するために、職種・経験等に応じた研修体系の再構築及び専門的役割・機能に十分対応していくための人材育成のあり方について検討しました。

### (1) 児童相談所の現状と課題

児童相談所職員へのアンケート調査等により分析した児童相談所の現状と課題については、以下のとおりです。

- ① 児童相談担当は事務職中心で専門性が少ない
- ② 介入型支援としてのケース対応が求められるもノウハウの蓄積が不十分
- ③ 児童相談対応で市町との連携の必要性が高まっている

### (2) 課題解決に向けた研修体系の再構築・人材育成の考え方

児童相談所の現状と課題を踏まえた上で、解決の方向性については、以下のとおりです。

#### ①研修体系の再構築

- ア 介入型支援・法的対応研修、警察との合同実践研修の必修導入
- イ 職場指導者の育成研修の導入
- ウ 初任者の段階的育成、OJTの充実
- エ 他県派遣や施設実習等、実践性を重視した体験・交流型研修の実施

#### ②人材育成の考え方

- ア 福祉技術専門員・その他の専門職を児童相談所の中核人材として位置づける
- イ 中長期的視点で児童相談所に必要な人材確保と育成策の検討

### (3) 今後の取組

今後については、再構築した研修体系に基づき、職種や経験年数に応じた研修や実践性を重視した体験・交流型研修を着実に実施することにより、適切な介入型支援や法的対応等の専門性や能力の向上を図るとともに、児童相談所を担う専門職の育成を計画的に行っていきます。



# 三重県全体の児童相談体制の強化に向けて ～三重県は市町とともに子どもの命と尊厳を守ります～

## 改革に取り組む背景

平成22年4月  
三重県鈴鹿市で児童虐待による  
重篤事例が発生

「三重県児童虐待重篤事例検証委員会」による報告指摘事項(平成22年9月27日)  
 ○県と市町の情報共有や役割分担に関する課題(情報伝達の意図の明確化、主担当機関の明確化等)  
 ○児童相談所の介入型支援・法的対応の対応力に係る課題  
 ○児童相談所の体制強化 等

## 改革に向けての調査及び分析

児童相談体制の強化において児童相談所と市町の連携強化が極めて重要であるとの認識のもと、  
**目的**  
 (1) 各児童相談所並びに市町の児童相談担当にヒアリング調査等を行い、  
 (2) 三重県における児童相談体制をめぐる現状と課題について分析し、  
 (3) 今後取り組むべき改革案を提示する。  
 (4) また、市町との連携に対する児童相談所職員の意識改革、市町との相互理解も狙う。

### 調査結果の分析から導かれた課題

#### 児童相談所と市町の連携上の問題

- ①市町の相談体制に対応した連携  
 ・市町の相談体制は様々であり、市町の児童相談体制により児童相談所との連携の形は変わり、様々な対応が求められる
- ②ケース進行管理  
 ・市町の一時保護要請を児相が受け入れないことがある(11市町からの意見)  
 ・ケース進行管理や一時保護の判断で意思疎通が十分でないことがある
- ③指導・助言  
 ・ケースの判断等で児童相談所の指導・助言を望む声が多い  
 ・市町からの専門的対応・支援への要請に、児童相談所が十分応えられていない

#### 市町の課題

- ①担当職員の配置  
 ・専門性を持った職員の配置が困難
- ②職員のスキルアップ  
 ・少人数配置のためスキルの伝達が困難
- ③児童虐待の発生予防・早期発見  
 ・発生予防の施策が未実施の市町がある(ショートステイ実施 12市町/29市町)
- ④ケース対応  
 ・虐待通告受付票や進行管理台帳の未整備
- ⑤要保護児童対策地域協議会  
 ・機関連携に重要な要対協が機能していない市町が見られる。  
 \*実務者会議の開催回数 平均3.59回/年(H22年度開催数 最大12回、最小0回。実務者会議の開催の目安は、3ヶ月に1回)
- ⑥関係機関との連携  
 ・ケースに応じて連携を図っているが、研修等の取組はすすんでいない。

#### 児童相談所の課題

- ①介入型支援・法的対応のスキル  
 ・上記スキルの蓄積が不十分
- ②研修体系  
 ・現行の研修体系は不十分であり現場の実情に即していない
- ③職員体制と専門性  
 ・短期のローテーションに相談担当者の専門性の蓄積が困難

### 課題の協議

【中間フィードバック】  
 ○11月～12月上旬  
 ○全市町毎

【方法】  
 ①児童相談体制強化確認表(\*1)の内容確認、活用方法の共有  
 (\*1)調査より把握した児童相談所及び市町の児童相談体制の現状と課題を抽出。  
 これをもとに児童相談所と市町が定期的協議を行うためのツール。

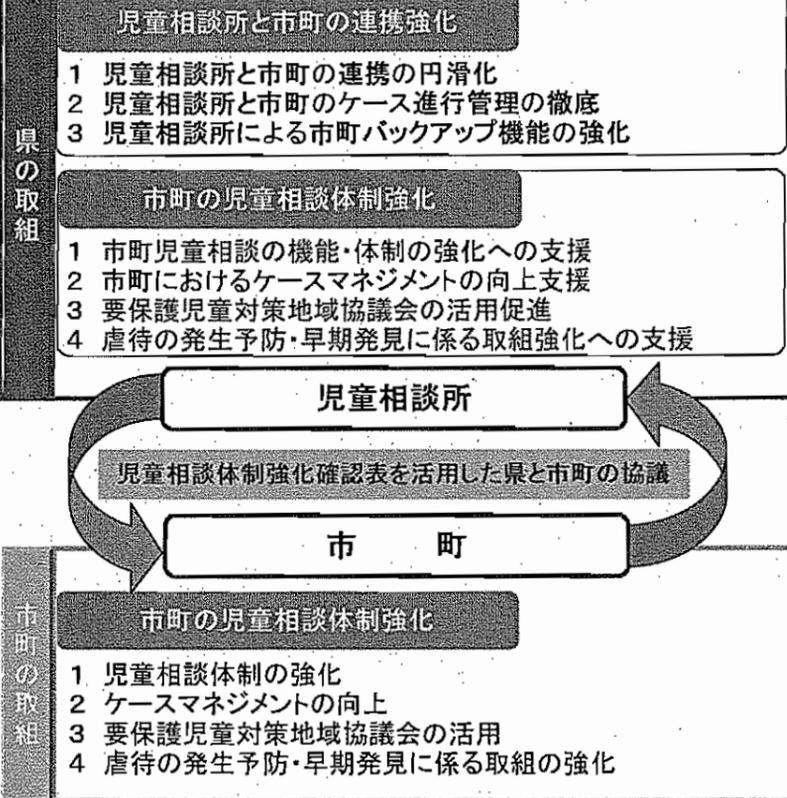
②市町担当部署と児童相談センター職員及び各児童相談所長が参加

【内容】  
 ①調査結果から導かれた課題の確認と改革案の提案  
 ②当面の取組課題に対する市町と児童相談所長の協議  
 ③今後の改革に対する市町と児童相談所長の協議

児相と市町が改革に向けて意識を共有化

## 改革の方向性及び推進策

### 1 三重県の児童相談体制強化に向けて



### 改革推進策1

児相と市町の連携を強化促進するしくみづくり

### 改革推進策2

実践的研修体系の再構築

### 改革推進策3

組織体制・他機関連携の強化

### 2 児童相談所の体制強化

- 県の取組**
- 1 介入型支援・法的対応の向上
  - 2 計画的な研修、OJT体制の構築
  - 3 児童相談所職員体制の強化
  - 4 関係機関との連携強化

三重県全体の児童相談体制の強化

児童相談体制強化改革推進会議(4月、8月、10月、2月)により進行管理

児童相談所と市町の連携強化促進検討会により改善サイクルを向上させる



# 児童相談体制強化確認表

## 児童相談体制強化確認表

平成23年度 ●●市

### 【主要指標】

a. 主たる児童相談窓口の担当職員数(H23.4.1)	6人	
うち、正規・専任職員数	2人	
b. 人口1000人あたり児童相談窓口担当職員数	0.09人	0.08人
c. 児童相談受付件数(H22年度1年間)	326件	
うち、養護相談件数	123件	
うち、児童虐待相談件数	80件	
d. 児童人口100人あたり児童虐待相談件数	0.4件	0.35件
e. 進行管理中ケース数	120件	
f. 要保護児童対策地域協議会の開催回数(H22年度1年間)	1回	
代表者会議	5回	
個別ケース検討会議	25回	

(参考: 県平均)

【状況チェック】 ○: ほぼできている, △: 課題はあるが取り組んでいる, ×: あまりできていない, -: 無回答、該当なし、不明等

【総括診断】 A: よく取り組まれている, B: 課題はあるが取り組まれている, C: 改善が必要

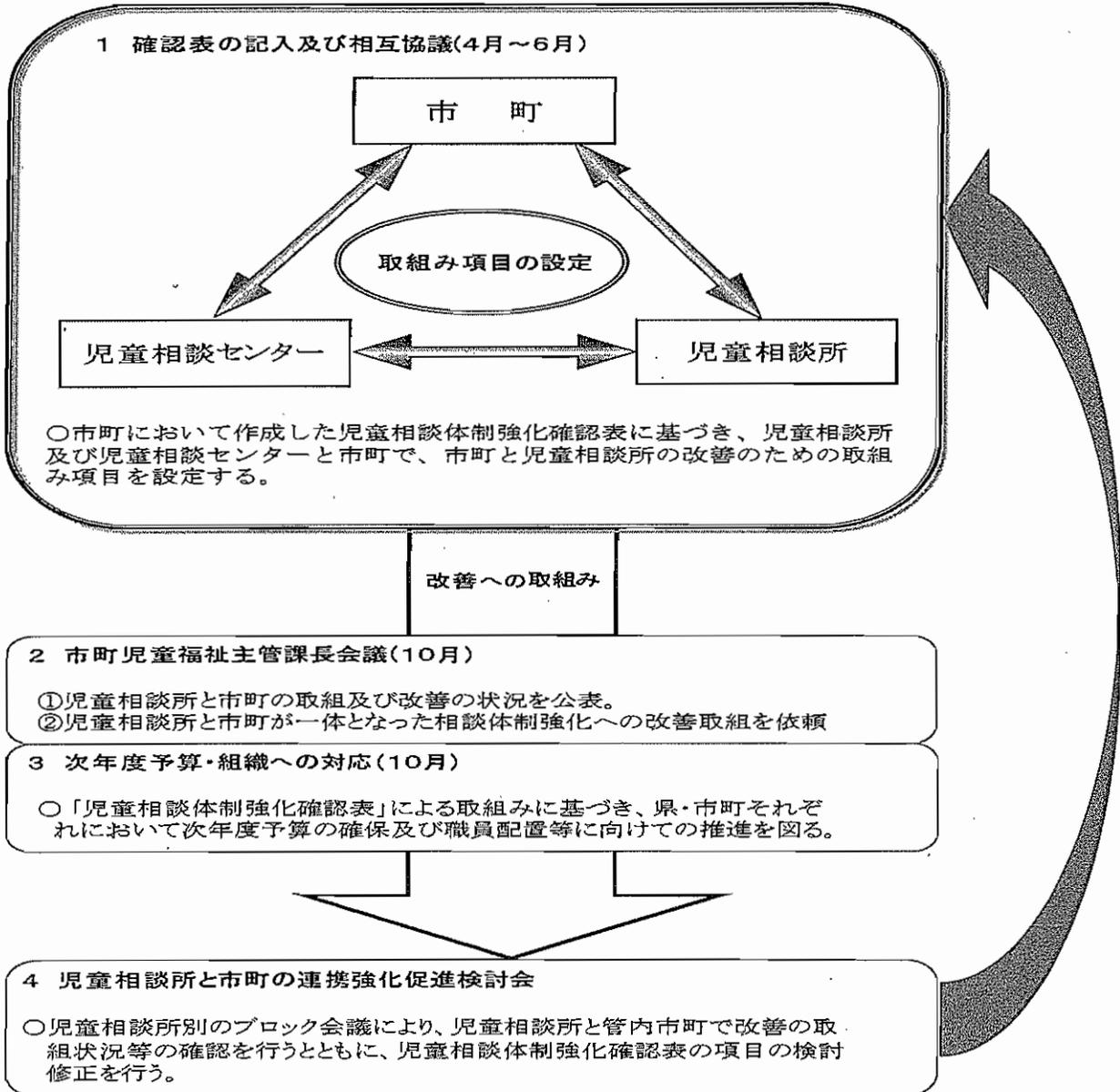
項目	対応状況	総括診断			診断の目安	コメント (取り組み・課題等)
		A	B	C		
<b>1. 相談窓口の体制強化</b>						
【状況チェック】						
1-1	相談の各ケースについて、責任を持って担当する職員を決めている	○				・ケースは基本は複数担当制をとる。OJTやノウハウ共有も意識して取り組む。 ・業務多忙で外部研修に参加しづらい。
1-2	相談が担当者に任せきりにならないようにしている	△				
1-3	職員が外部の研修に定期的に参加している(職員1人が少なくとも年間に1回以上は参加している)	△	●		A: ○が4個以上 B: ○が2~3個 C: ○が2個未満	
1-4	新人や新たに相談担当になった職員に対して相談対応の基本を教えている	○				
1-5	相談援助のあり方について第三者の立場から専門的に助言指導できるスーパーバイザーを確保している	×				
<b>2. 情報の連携</b>						
【状況チェック】						
2-1	児童虐待の種類別件数を統計資料として毎月把握している	×				・ケース数が増加しており、情報システムの導入が課題。
2-2	相談の受付や対応に関する情報について職員が互いに閲覧できる形で情報管理している(台帳管理、索引簿の作成)	○				
2-3	ケースの進行管理台帳を活用している	○	●		A: ○が4個以上 B: ○が2~3個 C: ○が2個未満	
2-4	台帳への記載や電子システムへの入力1ヶ月以内にできている	△				
2-5	規定等を整理して事務所内で閲覧しやすいようにしている	○				
<b>3. 関係機関との連携</b>						
【状況チェック】						
3-1	住民に対して児童相談窓口をわかりやすく知らせるパンフレット、ポスター等を作成・配布している	○				・要対協主催で地域の関係機関職員向けの研修会を実施している。
3-2	関係機関に児童相談窓口を周知している	○	●		A: ○が4個以上 B: ○が2~3個 C: ○が2個未満	
3-3	関係機関に対する児童虐待の予防・早期発見に関する啓発研修を実施している	△				
3-4	養育支援訪問事業を実施している	○				
3-5	ショートステイ事業を実施している	○				
<b>4. アセスメントへの対応</b>						
【状況チェック】						
4-1	児童虐待のハイリスク要因について職員が理解を共有している	△				・虐待ケースは必ず初動から児童相談所と一緒に調査する。 ・外国籍児童への接際に際しての言語の問題がある。
4-2	虐待通告を受けた場合、通告受付票を必ず作成している	○				
4-3	アセスメント・援助方針の決定にあたっては、複数の職員や関係機関による多面的なチェック・検討を行っている	×	●		A: ○が5個以上 B: ○が3~4個 C: ○が3個未満	
4-4	児童虐待等の通告に関しては、きょうだいのアセスメントも必ず併せて行っている	○				
4-5	アセスメントシートを活用して援助方針を決定している	×				
<b>5. アセスメントへの対応</b>						
【状況チェック】						
5-1	援助方針の決定時に、ケースの援助と進行管理を主に担当する主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)を決定している	△				・要保護児童対策地域協議会の実務者会議で全ケースを報告し、モニタリングを行っている。最終の判断もここで行う。
5-2	必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会実務者会議で取り上げ、複数の機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応している	○	●		A: ○が5個以上 B: ○が3~4個 C: ○が3個未満	
5-3	進行管理が必要なケースは、定期的にケース検討会議を開催して状況変化に対応した援助を行っている	○				
5-4	モニタリングを必ず実施している	△				
5-5	子どもが施設から退所したケースについて、児童相談所と連携を図りながら、退所後のアフターケアを相談や定期的な訪問により行っている	○				
5-6	ケースの最終に関する判断の基準と手続きを定めている	○				

項目	状況チェック	総括診断			診断の目安	コメント
		A	B	C		
<b>6. 関係機関との連携</b>						
【状況チェック】						
6-1	立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等が必要と考えられるケースについては、課長相当職等と協議し、児童相談所に直ちに連絡している	○				・虐待ケースは初動段階から児童相談所に情報提供し、役割分担して動いている。 ・児童相談所と年3回のケース進行管理会議でモニタリングを実施。
6-2	市町から児童相談所への情報提供に際して、認識の違いが問題になることはない	△				
6-3	児童相談所は参加を要請したケース検討会議等には出席している	○	●		A: ○が5個以上 B: ○が3~4個 C: ○が3個未満	
6-4	個別ケース検討会議では、児童相談所がケースへの対応等を適切に助言・指導している	○				
6-5	児童相談所への一時保護要請は受け入れられている	△				
6-6	文書での送致・通知を実施している	△				
6-7	ケース進行管理会議を開催している	○				
<b>7. 関係機関との連携</b>						
【状況チェック】						
7-1	構成員に対して、守秘義務について周知徹底している	△				・全体会議が形骸化していることが課題。 ・実務者会議でケースの進行管理を行っている。
7-2	ケースへの支援にあたって必要な場合に、関係機関等に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めている	○				
7-3	実務者会議でのケース進行管理はきちんできている	○	●		A: ○が5個以上 B: ○が3~4個 C: ○が3個未満	
7-4	個別ケース検討会議は適宜・適切な時に開催されている	○				
7-5	協議会における検討にあたって、第三者の立場から専門的に助言指導できるスーパーバイザーを確保している	×				
7-6	ケースの最終にあたっては、要保護児童対策地域協議会等において検討し、関係機関の合意のもとで最終している	×				
<b>8. 関係機関との連携</b>						
【状況チェック】						
8-1	関係機関等で意識の共有を図るためのマニュアルやガイドラインの作成、関係機関への研修等に取り組んでいる	×				・幼稚園、保育所、小学校、中学校から書面で年3回要支援児童の状況について報告を受けている。
8-2	学校等に対して、定期的な連絡を依頼している	○				
8-3	児童虐待の通告を流る機関はない	△				
8-4	児童相談への対応にあたって援助の依頼が可能な機関や人材を把握し、リスト等を作成して職員間で共有している	△	●		A: ○が4個以上 B: ○が2~3個 C: ○が2個未満	
8-5	虐待対応における警察など関係機関との連携にあたっての取り決めや注意点などについて職員が共通に認識できるように説明の機会を持っている(文書化、内部研修等)	○				
<b>9. 関係機関との連携</b>						
【状況チェック】						
9-1	教育委員会との連携ができている	○				・相談室職員に保健師がおり、また教育委員会との人事交流を行っており、教育部門や保健部門と連携しやすい。
9-2	小中学校との連携ができている	○				
9-3	幼稚園との連携ができている	○				
9-4	障がい部局との連携ができている	○				
9-5	生活保護部局・福祉事務所との連携ができている	○	●		A: ○が8個以上 B: ○が5~7個 C: ○が5個未満	
9-6	男女共同参画部局との連携ができている	△				
9-7	保健部局・保健センターとの連携ができている	○				
9-8	医療機関との連携ができている	×				
9-9	警察との連携ができている	△				
9-10	民生委員児童委員との連携ができている	○				
9-11	弁護士会・弁護士との連携ができている	×				
<b>10. 関係機関との連携</b>						
【良い点】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・室のメンバーに保健師や教員がおり、各専門性を活かしながら相談対応ができると共に、教育部門や保健部門とも連携がスムーズである。</li> <li>・複数担当制により組織的な対応を図ると共に、OJTも意識してノウハウの共有や職員のスキルアップを図っている。</li> <li>・児童相談所との連携が密である。児童相談対応で市としての役割を果たすことについて意識が強く、初動や安全確認で積極的に対応している。</li> </ul>						
【問題点・課題】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待相談件数は児童人口100人当たりで見ると少なく、児童虐待ケースの掘り起こしが十分ではない可能性もある。</li> <li>・非常勤の心理士はいるが、発達検査で手一杯であり虐待対応まで手が回っていない。心理の専門性が必要な場面では、児童相談所の児童心理司に頼っている。</li> <li>・職員の異動がある中で、経験のあるリーダー的な職員が異動する際のノウハウの伝承が課題である。</li> </ul>						
【今後の改革案】						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談件数の多さに比較すると職員体制が厳しいため、職員体制のさらなる強化が必要ではないか。</li> <li>・相談担当職員数も多く、職員の異動もあるため、判断基準の標準化やノウハウの文書化等が今後の課題ではないか。</li> <li>・市として児童虐待ケースの早期発見やアセスメントの部分にも対応できる心理職の確保が必要ではないか。</li> </ul>						
【市町からのコメント】						
・児童相談所には、市のケースワークへの専門的な指導助言、立入調査や一時保護等の介入型支援の場面で対応の強化を願いたい。						



## 児童相談体制強化確認表を活用した改善サイクル

児童相談体制強化確認表とは、三重県内の各市町の児童相談担当課と児童相談所が相互理解を深め、課題を抽出するためのツール。これを活用し、よりよい相談体制の構築に向けて継続的な改善を図る。



(本冊 p.35)

## 4 市町の実態チェック一覧

### (1) 市町における児童相談対応の状況

【取組状況チェック】 ○：ほぼできている、△：課題はあるが取り組んでいる、×：あまりできていない、-：無回答、該当なし、不明等  
 【実態チェック】 ○：しばしばある、△：たまにある、×：ほとんどない、-：無回答、該当なし、不明等

チェック項目	全県 の 分布 (29市町)				(14市 市部)	(15町 町部)
	○	△	×	-	○	○
<b>児童相談への対応の強化に係る取組状況について</b>						
【取組状況チェック】	○	△	×	-	○	○
児童家庭相談を担当する組織として責任者を明確にしている	24	4	1	0	14	10
相談の各ケースについて、責任を持って担当する職員を決めている	17	8	4	0	9	8
(相談担当が複数の場合)指導的役割あるいは全体調整管理を担う職員がいる	15	7	3	4	7	8
(相談担当が複数の場合)各職員の経験や適性とケースの事情を踏まえてケースの割り当てをしている	10	11	4	4	6	4
課長等の責任者は、担当に対する指示を具体的に出している	21	6	2	0	13	8
課長等の責任者は、指示した内容を担当と確認している	23	4	2	0	13	10
担当は相談の計画を組んで上司に相談している	22	5	2	0	11	11
虐待通告時などの緊急の対応手順や人員配置などを普段から考えて備えている	9	16	4	0	4	5
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
課長等からの指示が担当で実施されないことがある	0	2	27	0	0	0
相談が担当者に任せきりになってしまうことがある	5	10	14	0	0	5
児童相談の担当者が、誰にも相談できずにいる状況がある	0	4	25	0	0	0
通常業務との関係で児童相談に対応できない時がある	1	14	14	0	1	0
ケースを主として担当していた職員での相談対応が困難となり、担当者の変更等の対応が必要になることがある	0	6	23	0	0	0
【取組状況チェック】	○	△	×	-	○	○
内部(市町内部)の研修計画を策定して実行している	6	4	19	0	4	2
職員が外部の研修に定期的に参加している(職員1人が少なくとも年間に1回以上は参加している)	20	8	1	0	11	9
新人や新たに相談担当になった職員が手引きとできるような資料(基本的対応マニュアル等)を用意している	11	9	9	0	7	4
新人や新たに相談担当になった職員に対して相談対応の基本を教えている	9	11	8	1	7	2
研修参加や内部の学習会等により、基本的な法知識を職員が身に付けられるようにしている	10	12	6	1	6	4
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
日常業務に追われてなかなか研修に参加できない	8	19	2	0	4	4
【取組状況チェック】	○	△	×	-	○	○
市町として、児童相談の対応における基本的な指針や留意事項を定めている	5	2	22	0	3	2
児童虐待の種類別件数を統計資料として毎月把握している	15	5	9	0	10	5
相談の受付や対応に関する情報について職員が互いに閲覧できる形で情報管理している(台帳管理、索引簿の作成)	20	7	2	0	12	8
相談の受付や対応に関する情報を電子システム化している	5	8	16	0	3	2
ケース記録を一元的に管理している	22	4	3	0	14	8
規定等を整理して事務所内で閲覧しやすいようにしている	7	10	11	1	5	2
児童相談への対応にあたって援助の依頼が可能な機関や人材を把握し、リスト等を作成して職員間で共有している	5	12	12	0	3	2
虐待対応における警察など関係機関との連携にあたっての取り決めや注意点などについて職員が共通に認識できるように説明の機会を持っている	3	9	15	2	2	1
相談援助のあり方について第三者の立場から専門的に助言指導できるスーパーバイザーを確保している	4	6	19	0	2	2
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
台帳への記載や電子システムへの入力がか月以上遅れることがある	4	7	18	0	2	2

取組状況	○	△	×	-	○	○
【取組状況チェック】						
市町の児童相談窓口を明確化している	25	4	0	0	14	11
住民に対して児童相談窓口をわかりやすく知らせるパンフレット、ポスター等を作成・配布している	10	10	9	0	5	5
複数の相談窓口を設けている場合は、組織内で主たる責任機関を明確にしている	20	5	1	3	9	11
関係機関に児童相談窓口を周知している	25	3	1	0	13	12
関係機関に対する児童虐待の予防・早期発見に関する啓発研修を実施している	13	3	13	0	10	3

要保護児童発生予防に関連する施策の実施状況 ○：実施している、×：実施していない、-：無回答、該当なし、不明等

チェック項目	全県の分布 (29市町)				(14市 市部)	(15町 町部)
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)	28	0	1	0	13	15
養育支援訪問事業	20	0	9	0	11	10
地域子育て支援センター	29	0	0	0	14	15
ファミリーサポート・センター事業	19	0	10	0	13	6
オレンジリボンキャンペーン	17	0	12	0	10	7
ショートステイ事業	12	0	17	0	10	2

ケースマネジメントの流れに沿った対応状況について	○	△	×	-	○	○
【取組状況チェック】						
プライバシーの保護できる相談場所(個室等)を確保している	23	6	0	0	12	11
相談者のプライバシー保護や守秘義務(情報源の秘匿)に関する注意事項について職員間で徹底している	26	3	0	0	11	15
児童虐待のハイリスク要因について職員が理解を共有している	18	8	3	0	8	10
相談・通告の聞き取り事項をすぐ記録している	25	2	2	0	12	13
虐待通告を受けた場合、通告受付票を必ず作成している	18	7	4	0	11	7
児童虐待等の通告を受けた職員は、迅速に責任者に報告し協議している。責任者が不在であっても電話等で連絡をとりあっている	27	1	1	0	14	13
夜間・休日の相談・通告にも迅速に対応できる体制をとっている	8	18	3	0	2	6
他機関へのあっせんが必要と認められる場合には、子どもや保護者等の意向を確認の上、電話であっせん先に連絡をとる等利用者の利便を十分図っている	23	5	1	0	12	11
すべての虐待に関する情報は虐待通告として受理し、記録して保管している	25	3	1	0	13	12
児童虐待リスクチェックシートを活用している	1	6	22	0	1	0
相談・通告受付票を活用している	16	4	9	0	10	6
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
関係機関からの虐待通告の情報が担当者で止まっていることがある	0	0	29	0	0	0
相談窓口以外の部局に相談・通告があった場合、相談担当まで情報が上がっていないことがある	1	4	24	0	0	1
児童虐待の通告を渡る機関がある	2	11	16	0	1	1
子どもがいるDV相談のケースが、児童虐待ケースとして扱われないことがある	0	7	22	0	0	0
保護者など相談者から担当者の変更を申し出られることがある	0	2	26	1	0	0

【取組状況チェック】	○	△	×	-	○	○
相談情報の共有、助言内容・援助方針の検討を行うための受理会議を開催している	17	7	5	0	9	8
受理会議には、必要に応じて他機関の関係者も含めている	11	8	10	0	2	9
虐待通告があった場合、初期対応(内部検討、アセスメント、調査、受理会議等)の手順が明確にされ、職員間で共有されている	12	12	5	0	8	4
児童虐待相談等緊急対応が必要とされる通告の際には、緊急受理の手順をあらかじめ定め、子どもの安全を最優先に迅速に対応している	14	12	3	0	10	4
重症度、緊急性、虐待かどうか、一時保護が必要かどうか等について判断する基準を定めている	3	10	16	0	2	1
立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等が必要と考えられるケースについては、課長相当職等と協議し、児童相談所に直ちに連絡している	26	2	0	1	14	12
会議ではいつまでに、何をするのかといった期限や目的が共有されている	10	15	4	0	6	4
会議の経過及び結果は受理会議録に記載し保存している	17	6	6	0	7	10
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
受理会議に必要な職員を集められないことがある	3	12	12	2	1	2
児童虐待への対応に際して児童相談所に依頼する基準がなく、何でも児童相談所に情報提供している	10	8	11	0	5	5
市町は児童相談所に情報提供してケースを上げたと思っているのに、児童相談所側の認識がなく、認識の違いが問題になることがある	4	12	13	0	3	1
【取組状況チェック】	○	△	×	-	○	○
面接、電話、照会等の方法で、児童を取り巻く情報の把握を行っている	23	5	0	1	12	11
児童虐待等の相談の際には、親権者や血縁・近隣関係の把握、日常的に接する職員等からの安全性に関する意見の聴取を行っている	24	4	0	1	12	12
調査にあたっては、必要に応じて要保護児童対策地域協議会等の関係機関のネットワークを活用して情報収集している	18	10	0	1	11	7
子どもの状況把握の調査には複数体制で取り組んでいる	20	8	0	1	12	8
児童虐待通告の際には、子どもの状態を担当者等が目視することにより安全確認を行っている	17	11	0	1	8	9
保護者の協力が得られないなどで安全確認や緊急性の判断ができない場合は、児童相談所による立入調査も含め、児童相談所と連携して調査を実施している	16	8	1	4	8	8
児童記録票(ケースの概要や相談援助過程を記録するもの)を活用し、調査内容を迅速に記録している	17	9	2	1	11	6
【取組状況チェック】	○	△	×	-	○	○
ケース検討会議の招集手順を定めている	10	10	9	0	6	4
アセスメント・援助方針の決定にあたっては、複数の職員や関係機関による多面的なチェック・検討を行っている	18	9	2	0	11	7
アセスメント・援助方針の決定にあたっては、必要に応じて心理職の参画も得ている	8	6	15	0	6	2
児童虐待等の通告に関しては、きょうたいのアセスメントも必ず併せて行っている	24	4	1	0	13	11
処遇困難事例については、児童相談所職員の出席を要請している	28	1	0	0	13	15
援助内容の決定に当たっては、子どもや保護者等に対して十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定している	10	14	4	1	5	5
児童相談に関する処遇等は役職者がいつも判断して対応している	15	12	2	0	9	6
援助方針の決定時に、ケースの援助と進行管理を主に担当する主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)を決定している	13	14	2	0	4	9
必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会実務者会議で取り上げ、複数の機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応している	24	5	0	0	11	13
アセスメントシートを活用して援助方針を決定している	0	4	24	1	0	0
【実態チェック】	○	△	×	-	○	○
ケース検討会議招集の責任主体や手順があいまいで遅延や混乱することがある	1	4	24	0	0	1
ケース検討会議の開催にあたって、関係機関から書面の依頼状を求められることがある	6	12	11	0	2	4
主担当機関とキーパーソンがあいまいなまま援助の実施となるケースがある	3	12	13	1	3	0
処遇方針決定に際して児童相談所にケース検討会議等への出席を要請したのに、出席できないことがある	1	5	23	0	1	0
児童相談所に心理判定等の児童心理司の関わりを求めたのに、対応されないことがある	1	2	25	1	1	0

	○	△	×	-	○	○
<b>【取組状況チェック】</b>						
一時保護の機能、必要性の判断の仕方や児童相談所への要請方法について職員間で共通理解されるように教育している	9	11	8	1	5	4
<b>【実態チェック】</b>						
一時保護を要請すべきかどうかの判断に迷うケースが多い	6	12	10	1	3	3
児童相談所に一時保護を要請しても受入れられない場合がある	4	7	16	2	3	1
<b>【取組状況チェック】</b>						
進行管理が必要なケースとそうでないケースに区分している	19	4	6	0	10	9
進行管理が必要なケースは、定期的なケース検討会議を開催して状況変化に対応した援助を行っている	17	8	4	0	8	9
課長等の責任者や経験者が、職員にケース記録の書き方を指導している	9	6	14	0	6	3
課長等の責任者や経験者が、ケース記録を見て職員の対応の不備を修正している	10	8	11	0	7	3
ケースの進行管理は、相談担当者ではなく、上司や相談員相互が行う形をとっている	15	5	9	0	9	6
ケース記録は、必ず担当課長等まで決裁を上げている	22	5	2	0	12	10
援助の進行状況について、定期的に要保護児童対策地域協議会実務者会議に報告している	21	7	1	0	8	13
ケースの進行管理台帳を活用している	15	8	6	0	11	4
<b>【実態チェック】</b>						
ケース検討会議への職員の参加状況が悪いことがある	1	5	23	0	0	1
ケース検討会議に担当者の必要書類ができていないことがある	1	2	26	0	1	0
ケース記録の決裁が担当課長等まで上がってくるのが1ヶ月以上遅れることがある	1	4	24	0	1	0
ケース記録の決裁が課内で上がっていないことがある	1	2	26	0	0	1
<b>【取組状況チェック】</b>						
援助活動の進捗について、担当機関を決めて定期的にモニタリングしている	10	16	3	0	4	6
虐待ケースについて進行管理の基準や方法を定め、実施している	9	11	9	0	4	5
子どもが施設から退所したケースについて、児童相談所と連携を図りながら、退所後のアフターケアを相談や定期的な訪問により行っている	15	9	2	3	5	10
<b>【実態チェック】</b>						
モニタリングが全く実施されていないケースがある	2	8	19	0	1	1
<b>【取組状況チェック】</b>						
ケースの終結に関する判断の基準と手続きを定めている	4	9	15	1	3	1
ケースの終結にあたっては、要保護児童対策地域協議会等において検討し、関係機関の合意のもとで終結している	13	6	9	1	7	6
<b>【実態チェック】</b>						
ケースの終結の判断について、市町と児童相談所で認識がずれることがある	1	12	15	1	0	1
児童相談所との連携をめぐる現状と課題について						
<b>【実態チェック】</b>						
虐待相談ケースの主担当機関が児童相談所か市町かわからないことがある	1	16	12	0	0	1
児童相談所が定期的に市町を回り、指導してほしいと思うことがある	14	7	7	1	6	8

【連携状況】 ○：連携することが多い、△：機会があれば連携している、×：あまり連携していない、-：無回答、該当なし、不明等

チェック項目	全県 (29市町)			(14市 市部)	(15町 町部)
関係機関との連携をめぐる現状と課題について					
貴自治体の他部局(障がい部局)	19	9	0	1	10
貴自治体の他部局(生活保護部局)・福祉事務所	18	10	0	1	12
貴自治体の他部局(男女共同参画部局)・男女共同参画センター	6	7	12	4	4
女性相談所	8	11	7	3	4
地域子育て支援センター	15	7	4	3	6
保育所・保育関係団体	26	3	0	0	13
児童養護施設等の児童福祉施設	4	9	11	5	3
児童館・放課後児童クラブ	9	11	6	3	4
民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員、主任児童委員	12	16	1	0	6
社会福祉協議会	8	13	7	1	1
市町の保健部局・保健センター	25	1	2	1	14
県保健福祉事務所(保健所)	10	11	5	3	4
医師会、歯科医師会、看護協会、医療機関、医療専門職	5	16	6	2	1
教育委員会	23	4	2	0	13
教育センター	4	3	11	11	4
幼稚園・幼稚園関係団体	17	3	5	4	11
小学校	25	4	0	0	14
中学校	25	4	0	0	14
高等学校	3	17	3	6	1
PTA連合会	0	5	14	10	0
警察	16	13	0	0	9
弁護士会、弁護士	0	6	16	7	0
法務局、人権擁護委員	3	10	13	3	2
保護司会	0	10	13	6	0
家庭裁判所	0	2	16	11	0
自治連合会	1	5	13	10	0
NPO、ボランティア、民間団体	3	11	7	8	2
その他	1	3	6	19	1

## (2) 児童相談体制強化確認表にかかる市町の確認結果分布表

【状況チェック】 ○:ほぼできている、△:課題はあるが取り組んでいる、×:あまりできていない、-:無回答、該当なし、不明等

		全県の分布 (29市町)				(14市 市部)	(15町 町部)
		○	△	×	-	○	○
<b>1 職員の研修・研修の強化</b>							
<b>【状況チェック】</b>							
1-1	相談の各ケースについて、責任を持って担当する職員を決めている	17	8	4	0	9	8
1-2	相談が担当者に任せきりにならないようにしている	14	10	5	0	9	5
1-3	職員が外部の研修に定期的に参加している(職員1人が少なくとも年間に1回以上は参加している)	20	8	1	0	11	9
1-4	新人や新たに相談担当になった職員に対して相談対応の基本を教えている	9	11	8	1	7	2
1-5	相談援助のあり方について第三者の立場から専門的に助言指導できるスーパーバイザーを確保している	4	6	19	0	2	2
<b>2 情報の管理・活用</b>							
<b>【状況チェック】</b>							
2-1	児童虐待の種類別件数を統計資料として毎月把握している	15	5	9	0	10	5
2-2	相談の受付や対応に関する情報について職員が互いに閲覧できる形で情報管理している(台帳管理、索引簿の作成)	20	7	2	0	12	8
2-3	ケースの進行管理台帳を活用している	15	8	6	0	11	4
2-4	台帳への記載や電子システムへの入力は1ヶ月以内にできている	18	7	4	0	6	12
2-5	規定等を整理して事務所内で閲覧しやすいようにしている	7	10	11	1	5	2
<b>3 児童虐待の予防・啓発への取り組み</b>							
<b>【状況チェック】</b>							
3-1	住民に対して児童相談窓口をわかりやすく知らせるパンフレット、ポスター等を作成・配布している	10	10	9	0	5	5
3-2	関係機関に児童相談窓口を周知している	25	3	1	0	13	12
3-3	関係機関に対する児童虐待の予防・早期発見に関する啓発研修を実施している	13	3	13	0	10	3
3-4	養育支援訪問事業を実施している	20	0	9	0	11	9
3-5	ショートステイ事業を実施している	12	0	17	0	10	2
<b>4 アセスメントへの取り組み(1) 相談プロセス</b>							
<b>【状況チェック】</b>							
4-1	児童虐待のハイリスク要因について職員が理解を共有している	18	8	3	0	8	10
4-2	虐待通告を受けた場合、通告受付票を必ず作成している	18	7	4	0	11	7
4-3	アセスメント・援助方針の決定にあたっては、複数の職員や関係機関による多面的なチェック・検討を行っている	18	9	2	0	11	7
4-4	児童虐待等の通告に関しては、きょうだいのアセスメントも必ず併せて行っている	24	4	1	0	13	11
4-5	アセスメントシートを活用して援助方針を決定している	0	4	24	1	0	0
<b>5 アセスメントへの対応(2) 援助プロセス</b>							
<b>【状況チェック】</b>							
5-1	援助方針の決定時に、ケースの援助と進行管理を主に担当する主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)を決定している	13	14	2	0	4	9
5-2	必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会実務者会議で取り上げ、複数の機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応している	24	5	0	0	11	13
5-3	進行管理が必要なケースは、定期的にケース検討会議を開催して状況変化に対応した援助を行っている	17	8	4	0	8	9
5-4	モニタリングを必ず実施している	19	8	2	0	8	11
5-5	子どもが施設から退所したケースについて、児童相談所と連携を図りながら、退所後のアフターケアを相談や定期的な訪問により行っている	15	9	2	3	5	10
5-6	ケースの最終に関する判断の基準と手続きを定めている	4	9	15	1	3	1

		全県 の分布 (29市町)				(14市 市部)	(15町 町部)
<b>6)児童相談所との連携状況</b>							
<b>【状況チェック】</b>		○	△	×	-	○	○
6-1	立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等が必要と考えられるケースについては、課長相当職等と協議し、児童相談所に直ちに連絡している	26	2	0	1	14	12
6-2	市町から児童相談所への情報提供に際して、認識の違いが問題になることはない	13	12	4	0	6	7
6-3	児童相談所は参加を要請したケース検討会議等には出席している	23	5	1	0	10	13
6-4	個別ケース検討会議では、児童相談所がケースへの対応等を適切に助言・指導している	19	9	1	0	8	11
6-5	児童相談所への一時保護要請は受け入れられている	16	9	4	0	4	12
6-6	文書での送致・通知を実施している	3	0	15	5	3	0
6-7	ケース進行管理会議を開催している	23	1	5	0	12	11
<b>7)関係機関が児童相談所からの依頼に的確に対応している状況</b>							
<b>【状況チェック】</b>		○	△	×	-	○	○
7-1	構成員に対して、守秘義務について周知し徹底している	26	2	1	0	12	14
7-2	ケースへの支援にあたって必要な場合に、関係機関等に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めている	25	4	0	0	12	13
7-3	実務者会議でのケース進行管理はきちんとできている	19	9	1	0	9	10
7-4	個別ケース検討会議は適宜・適切な時に開催されている	23	6	0	0	12	11
7-5	協議会における検討にあたって、第三者の立場から専門的に助言指導できるスーパーバイザーを確保している	2	6	21	0	2	0
7-6	ケースの終結にあたっては、要保護児童対策地域協議会等において検討し、関係機関の合意のもとで終結している	13	6	9	1	7	6
<b>8)関係機関との連携(関係機関への取組状況)</b>							
<b>【状況チェック】</b>		○	△	×	-	○	○
8-1	関係機関等で意識の共有を図るためのマニュアルやガイドラインの作成、関係機関への研修等に取り組んでいる	4	7	18	0	4	0
8-2	学校等に対して、定期的な連絡を依頼している	15	12	2	0	8	7
8-3	児童虐待の通告を流る機関はない	16	11	2	0	5	11
8-4	児童相談所への対応にあたって援助の依頼が可能な機関や人材を把握し、リスト等を作成して職員間で共有している	5	12	12	0	3	2
8-5	虐待対応における警察など関係機関との連携にあたっての取り決めや注意点などについて職員が共通に認識できるように説明の機会を持っている(文書化、内部研修等)	3	9	15	2	2	1
<b>9)関係機関との連携(関係機関等との連携状況)</b>							
<b>【状況チェック】</b>		○	△	×	-	○	○
9-1	教育委員会との連携ができている	23	4	2	0	13	10
9-2	小中学校との連携ができている	25	4	0	0	14	11
9-3	幼稚園との連携ができている	17	3	5	4	11	6
9-4	障がい部局との連携ができている	19	9	0	1	10	9
9-5	生活保護部局・福祉事務所との連携ができている	18	10	0	1	12	6
9-6	男女共同参画部局との連携ができている	6	7	12	4	4	2
9-7	保健部局・保健センターとの連携ができている	25	1	2	1	14	11
9-8	医療機関との連携ができている	5	16	6	2	1	4
9-9	警察との連携ができている	16	13	0	0	9	7
9-10	民生委員児童委員との連携ができている	12	16	1	0	6	6
9-11	弁護士会・弁護士との連携ができている	0	6	16	7	0	0

### (3) 要保護児童対策地域協議会の運営状況

【協議会の開催状況】 -：無回答、該当なし、不明等

チェック項目	(29 全 県 市 町)	(14 市 部)	(15 町 部)
協議会の開催状況			
代表者会議			
実務者会議			
個別ケース検討会議			
協議会の開催状況			
代表者会議		○(出席)	
市町の児童福祉部局	29	14	15
市町の障がい部局	12	7	5
市町の生活保護部局(福祉事務所)	19	9	10
市町の男女共同参画部局・男女共同参画センター	9	8	1
児童相談所	29	14	15
家庭児童相談室	9	9	0
女性相談所	9	8	1
地域子育て支援センター	9	3	6
保育所・保育関係団体	25	12	13
児童養護施設等の児童福祉施設	7	7	0
児童館・放課後児童クラブ	4	2	2
民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員、主任児童委員	26	13	13
社会福祉協議会	18	10	8
市町の保健部局・保健センター	21	10	11
県保健福祉事務所(保健所)	18	12	6
医師会、歯科医師会、看護協会、医療機関、医療専門職	21	13	8
教育委員会	29	14	15
教育センター	5	3	2
幼稚園・幼稚園関係団体	20	11	9
小学校、中学校、高等学校	28	13	15
PTA連合会	6	6	0
警察	29	14	15
弁護士会、弁護士	6	5	1
法務局、人権擁護委員	17	13	4
保護司会	7	5	2
家庭裁判所	1	1	0
自治連合会	7	4	3
NPO、ボランティア、民間団体	12	8	4
有識者(スーパーバイザー)	3	2	1
その他	7	5	2

チェック項目	(29市町) 全県	(14市) 市部	(15町) 町部
【実施状況チェック】			
実務者会議		○(出席)	
市町の児童福祉部局	24	11	13
市町の障がい部局	7	4	3
市町の生活保護部局(福祉事務所)	9	4	5
市町の男女共同参画部局・男女共同参画センター	5	5	0
児童相談所	25	12	13
家庭児童相談室	9	9	0
女性相談所	6	4	2
地域子育て支援センター	9	3	6
保育所・保育関係団体	14	7	7
児童養護施設等の児童福祉施設	4	4	0
児童館・放課後児童クラブ	2	0	2
民生委員児童委員協議会、民生委員児童委員、主任児童委員	14	6	8
社会福祉協議会	8	3	5
市町の保健部局・保健センター	21	11	10
県保健福祉事務所(保健所)	8	5	3
医師会、歯科医師会、看護協会、医療機関、医療専門職	8	6	2
教育委員会	26	13	13
教育センター	3	2	1
幼稚園・幼稚園関係団体	10	6	4
小学校、中学校、高等学校	15	7	8
PTA連合会	2	2	0
警察	12	8	4
弁護士会、弁護士	2	1	1
法務局、人権擁護委員	6	5	1
保護司会	2	1	1
家庭裁判所	0	0	0
自治連合会	0	0	0
NPO、ボランティア、民間団体	4	3	1
有識者(スーパーバイザー)	0	0	0
その他	3	2	1

【実施状況チェック】 ○：ほぼできている、△：課題はあるが取り組んでいる、×：あまりできていない、-：無回答、該当なし、不明

チェック項目	(29市町) 全県の分布				(14市) 市部	(15町) 町部
【実施状況チェック】						
	○	△	×	-	○	○
構成員に対して、守秘義務について周知徹底している	26	2	1	0	12	14
学校等に対して、定期的な連絡を依頼している	15	12	2	0	8	7
ケースへの支援にあたって必要な場合に、関係機関等に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めている	25	4	0	0	12	13
実務者会議でのケース進行管理はきちんとできている	19	9	1	0	9	10
個別ケース検討会議は適宜・適切な時に開催されている	23	6	0	0	12	11
個別ケース検討会議では、児童相談所がケースへの対応等を適切に助言・指導している	19	9	1	0	8	11
協議会における検討にあたって、第三者の立場から専門的に助言指導できるスーパーバイザーを確保している	2	6	21	0	2	0
関係機関等で意識の共有を図るためのマニュアルやガイドラインの作成、関係機関への研修等に取り組んでいる	4	7	18	0	4	0

17 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成23年11月22日～平成24年2月14日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 周産期医療部会
2 開催年月日	平成23年12月1日
3 委員	部会長 駒田 美弘 委員 二井 栄 他14名
4 諮問事項	1 周産期医療緊急搬送システム体制について 2 今後の周産期医療体制の整備について
5 調査審議結果	1 周産期医療緊急搬送システム体制について説明し、審議を行った。 2 今後の周産期医療体制の整備方針について説明し、審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成23年12月15日、平成24年1月19日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他5名
4 諮問事項	児童虐待事例等に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(8件) 2 過去の審議事例の経過報告及び審議を行った。(5件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	平成23年12月20日
3 委員	会長 吉本 敏子 委員 泉 正幸 他12名
4 諮問事項	三重県青少年健全育成条例第12条第2項に基づく団体指定について
5 調査審議結果	1 団体指定について承認された。 2 有害興行の指定について報告を行った。 3 三重県子ども条例について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 里親審査部会
2 開催年月日	平成23年12月20日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 石田 静代 他3名
4 諮問事項	新規養育里親等申込者の審議について
5 調査審議結果	新規の養育里親、養子前提里親及び親族里親申込者の審議を行った。 (11件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 地域医療対策部会
2 開催年月日	平成23年12月26日
3 委員	部会長 竹田 寛 委員 加藤 正彦 他12名
4 諮問事項	地域医療支援病院（伊勢赤十字病院）の承認について
5 調査審議結果	地域医療支援病院（伊勢赤十字病院）の承認申請について審議し、承認を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成24年1月17日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委員 小林 篤 他3名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（案）について
5 調査審議結果	地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（案）について説明し、審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成24年1月19日
3 委員	分科会長 藤原 正範 委員 中野 喜美 他14名
4 諮問事項	1 里親審査部会の審議内容の承認について
5 調査審議結果	1 すべての里親申込者が里親として承認された。 2 認定こども園の認定基準等に関する条例改正について、その他3件について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成24年1月30日
3 委員	委員長 森下 達也 委員 石田 静代 他12名
4 諮問事項	(審議事項) 1 社会福祉施設等の施設基準等の条例制定及び県から市町への権限移譲について (報告事項) 1 「みえ県民力ビジョン(仮称)」最終案について 2 こどもの発達支援体制の強化について 3 「みえ高齢者元気・かがやきプラン(仮称)」中間案について 4 「みえ障がい者共生社会づくりプラン(仮称)」中間案について 5 第6回「子育て応援!わくわくフェスタ」開催結果について
5 調査審議結果	(審議事項) 条例制定等の内容及びスケジュールについて、事務局案を説明し、原案のとおりで決議された。 (報告事項) 検討中の新しい計画等の内容やイベント結果について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会
2 開催年月日	平成24年2月3日
3 委員	会長 笹島 茂 副会長 水谷 良子 他17名
4 諮問事項	三重の健康づくり総合計画の最終年度に向けた評価と次期計画について
5 調査審議結果	現状を報告し、次期計画の方向性について、承認された。
6 備考	その他、部会報告を行った。

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会
2 開催年月日	平成24年2月6日
3 委員	会長 齋藤 純一 委員 坂村 春美 他13名
4 諮問事項	1 第3期障害福祉計画の精神障害者関係の目標値について 2 精神障害者アウトリーチ推進事業について
5 調査審議結果	1 第3期障害福祉計画の精神障害者関係の目標値について、審議を行い同意を得た。 2 精神障害者アウトリーチ推進事業の進捗状況について説明し、審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成24年2月10日
3 委員	会長 近藤 忠彦 委員 貴島 日出見 他17名
4 諮問事項	1 三重県自立支援協議会からの報告について 2 みえ障がい者共生社会づくりプラン(仮称)について
5 調査審議結果	上記項目について報告及び説明を行い、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成24年2月14日
3 委員	会長 土川 禮子 委員 山本 征雄 他12名
4 諮問事項	パーキングパーミット制度について
5 調査審議結果	本県で導入を予定しているパーキングパーミット制度について、交付対象者の設定など制度内容の検討を行った。
6 備考	